

石垣市補助金等交付規則(以下「規則」という。)の施行に伴い、その運用及び事務処理については、下記事項に留意するよう通知する。

記

1 補助金等交付規程等の制定について

この規則は、補助金等に関する基本的な事項を定めたものであるから、個々の補助金等については、臨時的なものを除き、必要に応じ、次に掲げる事項を規程形式もしくは要綱形式で告示しなければならない。

ア 交付の目的

イ 交付の対象者及び対象となる事務又は事業

ウ 交付の額又は率

エ その他必要とする事項

(注) 「臨時的なものを除き」の意は、個別の規程等の要否をいうものであり、この規則の適用を除外する旨の定めではない。従って、臨時的なものについても、相応の規程等の制定がなされるまでは、これらに準じて手続をするものとする。

2 現行規程等の是正措置について

(1) 補助金等に関する現行規程等(規則、要綱、その他の文書を含む。)の改正等是正措置は、この規則の施行日に適用できるよう、整備しなければならない。

(2) この規則の附則第3項に定める期間の特例は、個別に市長の決裁を得て行うものとする。この場合、期間の特例期間中の補助金等に関する手続は、同附則第2項の規定を準用する。

3 用語の定義又は解釈について

規則及びこの通知に示すもののほか、補助金等に関する用語の定義又は解釈については、国の「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に示されたものを参考とする。

4 補助金等の範囲

規則第2条第1号に定義する補助金等の範囲は、概ね次のとおりとする。

(1) 補助金

(2) 負担金

(3) 利子補給金

(4) その他助成金、交付金などの給付金

5 団体等の場合の補助事業の区分

団体等に補助する場合は、次の区分によるものとする。

ア 運営費補助 費途指定しないで、その団体の運営経費にあてるための補助

イ 事業費補助 特定の事項又は特定の事業の経費にあてるための補助

(注) 団体又は事業(事務)が収益を目的とする場合は補助はできない。又、結果として収益を得た場合は、処分について別に定める。

6 金額の算定方法について

補助金等の額の算定方法には、次に掲げるものがある。

ア 予算補助

事業等の事前の収支見積に基づいて算出するもの

イ 決算補助

事業等の遂行後の決算に基づいて算出するもの

ウ 定率補助

補助事業の所要費用に一定の率を乗じて算出するもの

エ 定額補助

補助事業の所要費用との比例的関係において算出するのではなく、他の観点から一定の額を定めるもの

(注) ここでいう予算補助は、法律補助に対比する予算補助を指す用語ではない。

7 間接補助金について

この規則では、間接補助金については、規定していないので注意を要する。

8 交付の決定の手続について

(1) 規則第7条の規定による補助金等を交付すべきかどうかの市長の決裁の手続は、起案書等による

ものとする。

(2) この規則第7条の規定による補助金等の決定の手続は、石垣市財務規則(昭和58年石垣市規則第2号)に定める支出負担行為書によるものとする。

(3) 規則第9条第1項の通知は、別記第1によるものとし、同条第2項の通知は、起案書によって行うものとする。

9 交付額の確定について

(1) 規則第15条の通知は、別記第2による。

(2) 定額補助又は運営費補助等の場合、確定手続は不必要だと考えるのは誤りであって、交付決定の内容及びこれに付した条件が完全に遂行されたことを確認しなければ、支出の挙証は得られず、又、一部取消しの場合も生じるので、必ず確定は行わなければならない。

10 交付の時期

(1) 規則第17条による補助金等の支出は、補助金等の額の確定の後に行うものとする。

(2) 前金払又は概算払の適否の決裁は、起案書により行い、それに基づいて支出の手続を行うものとする。

(3) 専決の場合は、石垣市事務決裁規程(昭和61年石垣市訓令第7号)別表第1の4財務に関する事項の表支出負担行為及び支出命令に関する事項の専決区分によって決裁するものとする。

11 その他の事項について

(1) 規則第17条補助金等の支出、同じく第19条補助金等の返還、同じく第20条加算金及び延滞金及びその他この規則において会計事務に属する手続については、財務規則の規定及び様式によるものとする。

(2) 補助金等は、これから着手しようとする事務又は事業もしくは対象者に対して交付するものであって、完了後の事務又は事業に対して交付することはできず、かつ、時期をそ及して適用することはできない。

(3) 補助金等に関する事務に携わる者は、規則第3条に規定する関係者の責務を遵守し、厳正に事務執行にあたらなければならない。

別記第1

別記第1

石垣市指令第 号

(令達先)

年 月 日付(第 号)で交付申請のあった について、下記
のとおり交付することを決定した。

年 月 日
石垣市長 氏 名 印

記

- 1 補助金の対象となる事務(事業)及びその内容は、年 月 日付(第号)による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
補助事業に要する経費 _____
補助金等の額 _____
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助金等の額は、補助事業に要する経費の 分の の額とし、当該補助事業に要する経費の確定額が、2の「補助事業に要する経費」を超える場合においても2の「補助金等の額」とし、2の「補助事業に要する経費」を下回った場合においては2の「補助金等の額」は、これを変更する。
- 5 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1)
 - (2)
 - (3)

(備考)

この様式中、必要としない記載事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。

別記第2

石垣市指令第 一 号

年 月 日付(第 号)で実績報告のあった (令達先) については、下記
のとおり確定した。

年 月 日
石垣市長 氏 名 印

記

- 1 交付決定額 _____
- 2 確定金額 _____

(備考)

交付済金額がある場合は、「1 交付決定金額」の次に記載する。